

総社市告示第14号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法<u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者</u>で現に児童（20歳に満たない者）を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、次条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、当該所得に児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しないものとする。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(支給期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 休学した者が復学した場合には、第3条に規定する対象者に該当することを確認の上、訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により訓練促進給付金を支給しなかった期間は、第1項に規定する支給期間に含めないものとする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者。以下同じ。）を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、次条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) <u>児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(支給期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 休学した者が復学した場合には、第3条に規定する対象者に該当することを確認の上、訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により訓練促進給付金を支給しなかった期間は、第1項に規定する<u>「支給期間」</u>に含めないものとする。</p>

改正後	改正前
5 略	5 略

附 則
この告示は、公布の日から施行する。